

◇「健保だより」および「けんこう」をリニューアルします◇

リニューアルに伴い毎月発行の『健保だより』は令和7年10月より偶数月(隔月)発行となります。また、年2回発行の『けんこう』は『けんぽ News』へタイトルを変更します。より読みやすく、より多くの情報を提供しますので、これからも『健保だより』『けんぽ News』をよろしくお願いたします。

◇医療費のお知らせ・けんぽ News (No.139) を9月22日に送らせていただきます◇

『医療費のお知らせ』を受け取られましたら、お持ちの領収書や明細書と照合するなど、内容を確認してください。

相違している点がございましたら早急に当健保組合へご連絡をお願いします。

*『医療費のお知らせ』は、医療費控除の申告手続きに利用できますので大切に保管してください。

◇資格確認書の一括職権交付等の前に・・・◇

令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなり、その後はマイナ保険証で保険診療を受けていただくことになります。現在、マイナ保険証への利用登録がお済みでない方には、12月2日以降も保険診療が受けられるように10月末に「資格確認書」をお送りしますが、マイナ保険証へ切り替えることによって病院窓口でのご負担や確定申告時の医療費控除のお手続きが円滑に行えますので、マイナ保険証への切り替えをご検討ください。

また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方にも「資格確認書」が発行されます。

電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。有効期限が切れている場合は、住民登記のある市町村窓口で更新手続きをお願いします。

◇19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定基準変更について◇

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります。

認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」に変わります。

※適用は、令和7年10月1日からとなります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

《現行》

年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)および

- ・同居の場合…対象者の年間収入が被保険者の半分未満
- ・別居の場合…対象者の年間収入が被保険者の仕送り額より少ないこと

◇インフルエンザ予防接種補助を9月接種分から受け付けます◇

インフルエンザ早期流行の状況を鑑み、今年度は予防接種日が9月でも補助対象とさせていただきます。申請日ではなく接種日が基準となりますのでお気を付けください。

来年度以降の対応については改めてご連絡いたします。

インフルエンザ予防接種補助

対象者 被保険者

対象期間 令和7年9月1日～令和7年12月31日接種分

◇家庭用常備薬有償斡旋について◇

家庭用常備薬の申込書を9月下旬に業者より事業所様に送らせていただきます。ご家庭や職場の健康管理にご活用ください。担当者様は被保険者様に配布していただき、取りまとめのうえ業者へお申し込みください。